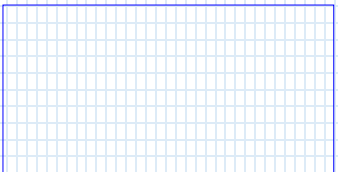


レイアウトはシステムで印字する。  
用途に即した白紙の連続帳票を用

年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定又は変更通知書 (特別徴収義務

茨木



月	特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
	人数	税額	人数	税額	人数	税額
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月						
11月						

地方税法第41条、第21条の4第1項、第21条の4第2項並びに茨木市条例第40条の規定により、あなな市民税及び府民税の特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額を下記のとおり通知します。毎月の給与の支払いの際に月割額を徴収し、これを翌月10日までに納入してください。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるとは、前述の審査請求に係る議決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に茨木市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。  
なお、給与の取消しの訴えは、前述の審査請求に対する議決をされた後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても議決がないとき、②処分、処分の執行又は手続上の経緯により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他議決を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を撤回し、処分取消

茨木市長 印

指定番号	宛名番号	市町村コード	27211	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所		氏名	個人番号	月割額	7月分	11月分	3月分		
				8月分	12月分	4月分			
				9月分	1月分	5月分			
				変更月	月				

指定番号	宛名番号	市町村コード	27211	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所		氏名	個人番号	月割額	7月分	11月分	3月分		
				8月分	12月分	4月分			
				9月分	1月分	5月分			
				変更月	月				

指定番号	宛名番号	市町村コード	27211	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所		氏名	個人番号	月割額	7月分	11月分	3月分		
				8月分	12月分	4月分			
				9月分	1月分	5月分			
				変更月	99 月				

指定番号	宛名番号	市町村コード	27211	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所		氏名	個人番号	月割額	7月分	11月分	3月分		
				8月分	12月分	4月分			
				9月分	1月分	5月分			
				変更月	月				

指定番号	宛名番号	市町村コード	27211	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所		氏名	個人番号	月割額	7月分	11月分	3月分		
				8月分	12月分	4月分			
				9月分	1月分	5月分			
				変更月	月				

指定番号	宛名番号	市町村コード	27211	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所		氏名	個人番号	月割額	7月分	11月分	3月分		
				8月分	12月分	4月分			
				9月分	1月分	5月分			
				変更月	月				

税額の変更ともない、還付金の生じる場合は、後日、収納課から過誤納金還付通知書を  
送付いたしますので、しばらくお待ちください。  
課税(税額)に関してのお問い合わせは 市民税課 072-620-1614 (直  
通)

特別徴収義務者名	縦 1 1inch
個人番号又は法人番号	横 1 5inch

スプロケット

スプロケット

4.5 inch

4.5 inch

4.5 inch